

徳島県人事委員会告示第一号

個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報について、令和五年四月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用し、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する件（平成十四年徳島県人事委員会告示第十三号）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

| | | | |
|--|---|---|-----------------------------|
| <p>口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目</p> | <p>試験等に係る保有個人情報の内容</p> | <p>口頭により開示請求を行うことができる期間</p> | <p>口頭により開示請求を行うことができる場所</p> |
| <p>試験等の名称</p> <p>職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>職員採用試験（民間企業等職務経験者）</p> <p>職員採用試験（就職氷河期世代）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>警察官採用試験</p> <p>障がい者を対象とした職員採用選考審査</p> | <p>総合得点、試験種目別得点及び総合順位</p> <p>徳島県警察官を志望した者に係る試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位</p> | <p>第一次試験及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの不合格者に限る。）</p> <p>第一次選考及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの不合格者に限る。）</p> | <p>徳島県人事委員会事務局</p> |